

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例

昭和 43 年 3 月 22 日

条例第 25 号

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例をここに公布する。

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、特定の区域におけるキャンプを禁止することにより、キャンプを行なう者の安全を図るとともに当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「キャンプ」とは、テントその他簡易な宿泊のできる用具を用いて行なう野営をいう。

(キャンプの禁止区域の指定)

第 3 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域をキャンプの禁止区域として指定することができる。

(1) キャンプを行なう者の危険防止のため、地すべり、がけくずれ、落石又はいつ水等のおそれがある地域のうち特に必要と認められる地域

(2) 飲料水の水質保全のため、特に必要と認められる地域

2 知事は、キャンプに必要な給排水施設、ごみ、し尿その他の汚物の処理施設等が不備な場所で、多数の者が集合してキャンプを行なうことにより、当該地域における環境衛生が著しく阻害され、かつ、周辺の住民が著しく迷惑をこうむる事態が発生するおそれがきわめて強いと認められる地域を、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間、キャンプの禁止区域として指定することができる。

(関係者の意見聴取)

第 4 条 知事は、前条の規定によるキャンプの禁止区域(以下「禁止区域」という。)を指定し、又は指定の解除をしようとするときは、関係市町長及び指定し、又は指定の解除をしようとする区域の土地の所有者又は管理者の意見を聞かなければならない。

(一部改正〔平成 19 年条例 42 号〕)

(諮問)

第 5 条 知事は、禁止区域を指定し、又は指定の解除をしようとするときは、静岡県附属機関設置条例(昭和 27 年静岡県条例第 60 号)第 1

条に規定する静岡県青少年環境整備審議会の意見を聞かなければならない。

(公示)

第6条 知事は、禁止区域を指定し、又は指定の解除をするときは、その旨を県の公報で公示しなければならない。

(標識の設置)

第7条 知事は、禁止区域を指定したときは、当該区域の見やすい所にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

(キャンプの禁止)

第8条 何人も、禁止区域においては、キャンプを行なつてはならない。ただし、公務上の必要その他特別の理由によりあらかじめ知事の許可を受けた者については、この限りでない。

2 知事が指定した職員は、禁止区域においてキャンプを行なっている者がいるときは、その者にキャンプをやめるよう指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第8条第2項の規定による職員の指示に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(一部改正〔平成4年条例29号〕)

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月25日条例第29号)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。